



建設業許可を持っている方は、本様式で「みなし電気工事業」の開始届出をしてください。

（建設業の許可の種類は問いません。ただし建設業許可が電気工事業以外は500万円未満の軽微な工事しか請負できません）

電気工事業開始届出書

※切替（登録→みなし）の場合は、建設業許可日より30日以内に届出をしてください。（詳細は様式12の記載例を参照）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事 殿

〒 812 - 8577

福岡市博多区東公園7-7

住 所

TEL (092) - 643 - 3439
FAX () - -

氏名又は名称 ○○電気工事（株）

法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 福岡 太郎

印鑑不要

法人にあっては法人番号 0000-00-000000

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

R6. 3. 10 福岡県知事許可（般-6）第000000号

- 2 電気工事業を開始した年月日

R6. 4. 1

新規…届出日（右上の日付）

切替（登録→みなし）…最初に登録電気工事業の登録を受けた日（登録年月日）

- 3 営業所等

↓個人登録の場合は、屋号は任意で決めること（登録本人名でも可）

↓「空白」の有無、「・」の位置、などを確認

営業所の名称	○○電気工事（株）	自家用電気工作物の工事を行うには、 作業員（雇用した者、又は申請者本人）が、 ・第1種電気工事士 ・第2種電気工事士＋認定電気工事従事者 ↓ のどちらかであること
所在の場所	福岡市東区箱崎 ○ー○	
電気工事の種類	「一般用電気工作物等」または 「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」	
主任電気工事士等の氏名	工業 次郎	←主任電気工事士は、 ・第1種電気工事士 ・第2種電気工事士＋3年以上の実務経験 のどちらかであること
電気工事士免状の種類 及び交付番号	第 1 種電気工事士免状 交付番号（ 福岡 県 第 ○○○○○ 号）	

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
- 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

※ 申請者が個人の場合には、住所及び氏名は住民票のとおり記載すること。（営業所の所在地及び名称と混同しないこと。）

また、法人の場合には、法人登記簿のとおり記載すること。

日中連絡の取れる連絡先
090 - XXXX - XXXX

↑確認などで、後から連絡する場合があるので必ず記入すること